



北署交通課からの お知らせ

令和4年中、北海道内で発生した人身事故は8457件、亡くなった方は115人、怪我をされた方は9785人であり、うち自転車乗車中に亡くなった方は12人、怪我をされた方は1236人でした。

また、自転車乗車中に交通事故に遭った方のうちヘルメットを着用していた方は7.8%の97人と極めて少なく、さらに、亡くなった方の致命傷をみると頭部外傷が約6割を占めました。

本年4月から、道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化され、万が一交通事故にあった場合、ヘルメットを着用することによって頭部を保護することができ、命を守る最後の砦となります。

また、自転車が歩行者に衝突した交通事故

では、歩行者の命を奪うこともあり、自転車側が加害者となり多額の賠償が発生する事例も見受けられますので、万が一の備えとして自転車保険への加入をお願いします。

また、夜間自転車に乗るときは、必ずライトを点灯して下さい。

ライトは暗い夜道を照らすというだけではなく、周囲に自転車の存在をアピールする役割にもなりますので、必ず点灯しましょう。



自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

ヘルメットをかぶろう!



